

芳賀町地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 芳賀町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町の公共交通の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (3) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (5) 活性化法第5条に規定する地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に関する事項

2 乗合旅客輸送の運賃・料金に関する事項は、道路運送法第9条第4項の規定により、第9条に定める協議会において協議を行う。

(会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 芳賀町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者
- (4) 一般社団法人栃木県バス協会
- (5) 一般社団法人栃木県タクシー協会
- (6) 住民の代表（以下「住民代表」という。）
- (7) 関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する者（以下「運輸支局」という。）
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- (9) 真岡土木事務所長又はその指名する者
- (10) 真岡警察署長又はその指名する者
- (11) 学識経験者
- (12) 前各号に掲げる者のほかその他町長が、交通会議の運営上必要と認める者

2 前項第2号から第12号に掲げる委員については、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、町長とし、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開会することが出来ない。

3 会議の議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開する。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 会長は、交通会議を円滑かつ効率的に運営するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、第3条に定める委員その他交通会議が必要と認めた者をもって組織する。

(運賃協議会)

第9条 第2条第2項に定める協議会は、委員の中から次に掲げる者及び当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって構成する。

(1) 会長

(2) 運輸支局

(3) 住民代表のうち町長が指名する者

(通報窓口)

第10条 地域公共交通に関する相談、苦情に応じるため、都市計画課に通報窓口を設置する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

前文 (抄) (平成30年5月8日告示第46号)

平成27年4月1日から適用する。

前文 (抄) (令和2年11月26日告示第123号)

令和2年11月27日から適用する。